

令和3年度地籍調査事業計画（繰越地区）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定による令和3年度（繰越地区）における地籍調査に関する事業計画を変更したので、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和4年5月18日

地籍調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
下関市	彦島本村町一丁目 彦島本村町二丁目 彦島本村町三丁目 彦島本村町四丁目 彦島本村町五丁目 彦島本村町六丁目 豊北町大字北宇賀	令和3年4月1日から 令和5年3月31日
宇部市	大字小野 大字船木	令和4年2月22日から 令和5年3月31日
山口市	小郡下郷	令和3年4月1日から 令和5年3月31日
下松市	大字河内 大字山田	令和4年2月22日から 令和5年3月31日
岩国市	錦町大原	令和3年4月1日から 令和4年9月30日
長門市	深川湯本 日置上	令和3年4月1日から 令和5年3月31日
美祢市	美東町綾木	令和3年4月1日から 令和5年3月31日
周南市	大字湯野	令和3年4月1日から 令和5年3月31日

令和4年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定による令和4年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和4年5月18日

地籍調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
下関市	彦島迫町二丁目 彦島迫町三丁目 彦島迫町四丁目 菊川町大字下大野 豊田町大字殿敷 豊北町大字北宇賀	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
山口市	小郡下郷 小郡長谷一丁目 宮野上 阿東生雲西分 秋穂二島	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
萩市	大井	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
防府市	大字奥畑	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
岩国市	錦町大原	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
長門市	日置上 深川湯本	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
美祢市	豊田前町嶽 豊田前町保々 豊田前町古烏帽子	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
周南市	大字湯野 大字鹿野上	令和4年4月1日から 令和5年3月31日